

付 錄

工業統計調査規則
(抜粋)

{ 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終平成9年10月9日通商産業省令第115号

(省令の目的)

第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のものの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のものの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 会社名
- 3 本社又は本店名及び所在地
- 4 他事業所の有無
- 5 経営組織及び資本金額又は出資金額
- 6 従業者数及びその内訳
- 7 常用労働者毎月末現在数合計
- 8 現金給与総額
- 9 原材料、燃料及び電力使用額
- 10 委託生産費
- 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減
- 12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額
- 13 製造品出荷額
- 14 加工貢及び修理料収入額
- 15 内国消費税額
- 16 主要原材料名
- 17 作業工程
- 18 敷地面積及び建築面積
- 19 工業用水使用量及びその内訳

(調査票の様式)

第7条 甲調査及び乙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によつて行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立つて第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、

通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)

第11条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第12条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、調査票の内容を収録した磁気テープ2部を作成して1部を保存し、準備調査名簿1部を翌年4月30日までに調査票1部及び調査票の内容を収録した磁気テープ1部を翌年6月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告があった場合には、通商産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。
- 4 通商産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

- 2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

(削除)

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合な行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 都道府県知事の保存する調査票を収録した磁気テープの保存期間は2年とし、通商産業大臣の保存する調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお從前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う平成9年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット生地製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット生地製造業
ニット製外衣・シャツ製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類152—ニット製外衣・シャツ製造業
下着類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類153—下着類製造業(細分類1531—織物製下着製造業、1533—織物製寝着類製造業及び1535—補整着製造業を除く。)
その他の衣服・織維製身の回り品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類156—その他の衣服・織維製身の回り品製造業(細分類1561—ネクタイ製造業、1562—スカーフ・マフラー製造業、1563—ハンカチーフ製造業、1566—帽子製造業(帽子を含む)、1569—他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業を除く。)
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

附則(平成9年10月9日通商産業省令第百十五号)
この省令は、公布の日から施行する。

(本規則は、平成9年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類

事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (円)	原材料使用額等	製造品出荷額等		
				製造品出荷額	加工費収入額	修理料収入額
製造品出荷額等						
くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計		生産額	付加価値額	粗付加価値額

提供先 (財)通商産業調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-5348

平成9年 工業統計調査 産業細分類別統計表(通商産業局別・都道府県別表)

平成11年6月25日発行

編集：通商産業大臣官房

調査統計部

発行：財團法人通商産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9

電話 出版 03(3535)3051 業務 03(3535)4882